

## 被害者連絡実施等要領の制定について（例規）

最終改正 令和 5. 7. 13 例規刑企第21号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

被害者連絡実施要領の制定について（平成 8. 7. 1：警察庁丙刑企発第41号、警察庁丙捜一発第12号、警察庁丙暴一発第 7 号、警察庁丙暴二発第 5 号、警察庁丙生企発第33号、警察庁丙少発第11号、警察庁丙地発第27号、警察庁丙交企発第94号、警察庁丙交指発第39号、警察庁丙都交発第27号、警察庁丙備企発第46号）の警察庁刑事局長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、警察庁警備局長通達等が示達されたことに伴い、被害者連絡実施等要領を下記のように定め、平成 8 年10月15日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 被害者連絡実施等要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が必要と認める事件（触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）を含む。）の被害者若しくはその家族又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等の連絡（以下「被害者連絡」という。）を確実に実施するとともに、併せて被害者の不安感を解消し、被害者が再び被害に遭うことを予防する活動（以下「被害者訪問・連絡活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 被害者連絡の対象者

- 1 被害者連絡の対象者（以下「連絡対象者」という。）は、次に規定する身体犯又は重大な交通事故事件及び本部長又は署長が必要と認める事件（以下「被害者連絡対象事件」という。）の被害者等とする。ただし、被害者連絡時に被害者が18歳未満の場合は原則としてその保護者を、被害者が死亡等により連絡できない状況にある場合はその家族又は遺族を連絡対象者とする。
- 2 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう（当該行為のうち未遂罪の規定があるものにあつては、未遂を含む。）。
  - (1) 不同意わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号）第 176条）
  - (2) 不同意性交等罪（刑法第 177条）
  - (3) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第 179条）
  - (4) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第 181条）
  - (5) 殺人罪（刑法第 199条）
  - (6) 傷害罪（刑法第 204条）のうち、被害者が全治 1 箇月以上の傷害を負ったもの
  - (7) 傷害致死罪（刑法第 205条）
  - (8) 逮捕及び監禁罪（刑法第 220条）
  - (9) 逮捕等致死傷罪（刑法第 221条）
  - (10) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224条）
  - (11) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225条）
  - (12) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第 225条の 2）

- (13) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226条）
- (14) 人身売買罪（刑法第 226条の 2）
- (15) 強盗致死傷罪（刑法第 240条）
- (16) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第 241条）
- (17) 前記第 2 の 2 の（1）から（16）までに掲げる罪以外の罪で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治 1 箇月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

3 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第72条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

前記第 2 の 3 の（1）及び（2）に規定する事件のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治 3 箇月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

前記第 2 の 3 の（1）から（3）までに規定する事件のほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第 2 条及び第 3 条）、無免許危険運転致傷罪（同法第 6 条第 1 項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第 6 条第 2 項）に該当する事件

第 3 被害者連絡に係る体制等

被害者連絡は、原則として、被害が発生した場所を管轄する所属（以下「被害発生所属」という。）が担当するものとし、その体制及び各責任者等の任務は次のとおりとする。

1 被害者連絡責任者の指定等

(1) 被害者連絡責任者の指定

所属長は、警察署にあっては被害者連絡対象事件の捜査を担当する課（以下「事件担当課」という。）の長を、本部所属にあっては警部以上の者を被害者連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）に指定するものとする。

(2) 連絡責任者の任務

ア 被害者連絡の実施状況を把握し、被害者連絡が確実に行われるように必要な措置を講じるものとする。

イ 身体犯に係る連絡対象者が警察署の地域課において勤務する警察官（以下「地域警察官」という。）による被害者訪問・連絡活動（以下「訪問活動等」という。）を希望した場合は、当該連絡対象者の住居地を管轄する警察署の署長の承認を得た上で、当該警察署の地域課長に被害者連絡経過表（別記様式第 1）の写しを交付するなどして訪問活動等を依頼するものとする。

ウ 身体犯の被害者連絡対象事件を認知したとき及び連絡対象者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、被害発生所属の犯罪被害者等支援の担当者にその旨を連絡

するものとする。

## 2 被害者連絡担当者の指定等

### (1) 被害者連絡担当者の指定

連絡責任者は、原則として、当該事件の捜査を担当し、連絡対象者から事情聴取を行う捜査員（触法少年事件に携わる警察職員を含む。以下同じ。）を被害者連絡担当者（以下「連絡担当者」という。）に指定するものとする。

### (2) 連絡担当者の任務

#### ア 被害者連絡経過表の作成

連絡担当者は、被害者連絡を実施した場合は、被害者連絡経過表を作成するものとする。また、被害者連絡を実施した都度、被害者連絡経過表に所定の事項を記入するものとし、連絡担当者以外の者が被害者連絡を実施したときも、同様とする。

#### イ 被害者連絡の報告

連絡担当者は、被害者連絡経過表を作成し、又は必要事項の記入がなされたときは、その内容を連絡責任者を經由して所属長に報告するものとする。

#### ウ 被害者連絡経過表の管理

被害者連絡経過表は累年に編冊するものとし、その保存期間は30年とする。また、捜査指揮に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第2号）第5条第1項に規定する犯罪事件処理簿・事件指揮簿（以下「事件指揮簿」という。）の上部余白に「被害者連絡対象事件 年No.」と朱書して表示するものとする。

#### エ 連絡担当者が不在の場合の連絡対象者からの問い合わせへの対応

連絡担当者が不在の場合において、連絡対象者から事件の捜査状況等について問い合わせがあったときは、連絡責任者その他の連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応をとった上、被害者連絡経過表に記入して確実にその旨を連絡担当者に引き継ぐものとする。

なお、対応をとることができない場合は、その旨を説明して理解を得るとともに、被害者連絡経過表に記入するなどして連絡担当者に確実に引き継ぐものとする。

#### オ 訪問活動等の要望の確認

身体犯の連絡担当者は、連絡対象者の不安感を解消するとともに、被害者が再び被害に遭うことを防止するため、連絡対象者に対し、地域警察官による訪問活動等の実施に関する要望の有無を確認するものとする。

## 3 訪問責任者の任務

(1) 前記第3の1の(2)のイにより、連絡責任者から訪問活動等の依頼を受けた地域課長を訪問責任者とする。

(2) 訪問責任者は、原則として連絡対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を訪問担当者に指定するとともに、訪問活動等の実施状況を把握し、訪問活動等が確実に行われるように必要な措置を講じるものとする。

(3) 訪問責任者は、訪問活動等の実施の都度、連絡責任者にその旨を連絡するとともに、被害者訪問・連絡カード（別記様式第2。以下「連絡カード」という。）の写しその他関係する書面を送付し、緊密な連携に努めるものとする。

## 4 訪問担当者の任務

(1) 訪問担当者は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の訪問活動等を行うものとする。第2回目以降は、連絡対象者の希望を踏まえた上で行うものとし、連絡対象者からの特段の希望がない場合には、原則として1箇月に1回程度行うものとする。ただし、初回からおおむね2箇月を経過した時点で連絡対象者の意思を確認し、連絡対象者の同意が得られた場合には、被害者連絡を実施する所属の所属長が訪問活動等を打ち切ることを判断するものとする。

(2) 訪問担当者は、訪問活動等を実施したときは、連絡カードを作成するものとする。

(3) 連絡カードの管理

連絡カードは被害者連絡経過表の写しと共に累年に編冊するものとし、その保存期間は30年とする。

#### 第4 被害者連絡の内容

被害者連絡は、原則として連絡担当者が実施するものとし、その内容は次に掲げるとおりとする。

##### 1 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、被害者の手引を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡を行うものとする。

##### 2 捜査状況（検挙した場合を除く。）

###### (1) 身体犯の場合

###### ア 被害者死亡事件

発生又は認知（以下「発生等」という。）から、おおむね2箇月、6箇月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

###### イ その他の事件

発生等からおおむね2箇月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

###### (2) 重大な交通事故事件の場合

###### ア 死亡ひき逃げ事件

発生等からおおむね2週間、2箇月、6箇月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

###### イ ひき逃げ事件

発生等からおおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

###### ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件

発生等からおおむね1箇月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(3) 本部長又は署長が必要と認める事件の場合

本部長又は署長が必要と認める事件については、前記第4の2の(1)のイの規定に準じて連絡を行うものとする。

3 被疑者の検挙状況

被疑者を逮捕又は送致（触法少年事件における児童相談所への送致又は通告を含む。）した場合は、速やかにその旨、被疑者の氏名等（氏名、年齢及び住居地をいう。以下同じ。）、事件を担当する検察官の氏名（検察官に送致した場合に限る。）その他必要と認められる事項について連絡を行うものとする。ただし、検挙状況について広報するときは、広報前に連絡を行うものとする。

なお、被疑者が犯罪少年の場合において、連絡対象者に被疑者の人定その他必要と認められる事項を連絡することが被疑者の健全な育成を害するおそれがあると認められるとき又は被疑者が触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の氏名等を連絡するものとし、連絡後速やかに当該保護者に対してその旨の連絡を行うものとする。また、再犯の可能性が認められる身体犯の被疑者を逮捕した場合において、送致する前に当該被疑者を釈放するなどしたときは、連絡対象者に対し、速やかにその旨及び理由について連絡を行うものとする。

4 処分状況

起訴、不起訴、処分保留等の処分結果が判明次第、速やかに当該処分結果その他必要と認められる事項について連絡を行うものとする。

第5 関係所属等との連絡体制の確立

1 被害発生所属と被疑者を検挙した所属とが異なる場合

被害発生所属と被疑者を検挙した所属（以下「被疑者検挙所属」という。）が異なる場合は、被害発生所属と被疑者検挙所属は連絡を密にし、確実な被害者連絡の実施に努めるものとする。

2 被害者支援要員との連携

(1) 連絡責任者は、被害者連絡対象事件を認知したときは、指定被害者支援要員制度の実施について（平成12. 3. 1：例規務第1号）の例規通達（以下「指定制度例規」という。）に基づく指定被害者支援要員制度実施責任者にその旨を連絡するものとする。この場合において、連絡は、緊急を要する場合を除き、被害者連絡経過表の写しを送付することにより行うものとする。

(2) 連絡担当者は、被害者連絡を実施するに当たり、指定制度例規に基づき指名された担当支援要員又は犯罪被害者支援係員との連絡を密にして、連絡対象者への対応を適切に行うものとする。

第6 地域警察官による訪問活動等の内容

訪問活動等は、原則として、訪問担当者が、訪問活動等を希望した連絡対象者の住居地を訪問し、所属及び氏名を教示した上で面接により行うものとし、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うほか、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

第7 留意事項

1 被害者連絡に当たっての留意事項

(1) 連絡対象者及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の

可能性が認められるなど被害者連絡を行うことが適当でないと思われる場合は、被害者連絡を実施しないものとする。

- (2) 暴力団犯罪の被害者に係る被害者連絡については、京都府警察保護対策実施要綱の制定について（平成24. 12. 19：例規組二・総・務・生企・地域・刑企・交企・備一第26号）の例規通達に基づく保護対策と調整を図るものとする。
- (3) 被害者連絡の際には、連絡対象者に対し、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明し、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議が起らないように配慮するものとする。特に、少年事件の場合には少年の健全な育成の重要性について説明し、触法少年事件の場合には併せて少年法（昭和23年法律第 168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の趣旨、刑法第41条の規定による犯罪の不成立等についても説明するなど、少年の健全な育成について十分配慮するものとする。
- (4) 連絡担当者が人事異動等により交代した場合は、連絡対象者に対してその旨を連絡し、連絡対象者の心情に配慮した対応を行うものとする。

## 2 訪問活動等の実施に当たっての留意事項

- (1) 訪問担当者は、訪問活動等の実施に当たって、事件担当捜査員及び連絡担当者との連携を密にするとともに、被害者等の心情を考慮し、無用の紛議を招かないように配慮するものとする。
- (2) 連絡対象者が訪問活動等の実施を要望しないときは、訪問活動等は実施しないものとする。
- (3) 連絡対象者のプライバシーの保護に配慮し、被害者連絡経過表等に記載されている個人情報情報を慎重に取り扱うものとする。
- (4) 訪問担当者が人事異動等により交代した場合は、前記第7の1の(4)の規定に準じるものとする。

## 3 連絡対象者からの要望等に対する組織的対応

- (1) 連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、原則として、連絡担当者が適切に説明を行うものとする。
- (2) 連絡担当者及び訪問担当者は、連絡対象者から説明を求められた事項が複雑な擬律判断に係る内容等である場合、捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合その他必要があると認められる場合は、対応方針等について所属長の指揮を受け、改めて連絡対象者に説明を行うものとする。

なお、連絡対象者から説明を求められた内容等を勘案し必要があると認められる場合は、連絡責任者が説明を行うとともに、説明は可能な限り面談により行うよう努めるものとする。

- (3) 交通事故事件の連絡対象者から被害者連絡における説明内容及び説明方法について要望又は意見が申し立てられるなど、組織的な対応が必要な事案については、交通捜査課と連携を図った上で対応するものとする。

## 4 関係機関等への引継ぎ

連絡対象者から他機関等の判断により決せられる事項について説明を求められた場合は、適切な機関等に引継ぎを行うものとする。

なお、引継ぎに当たっては、単に当該機関等の名称及び連絡先を連絡対象者に教示するだけでなく、当該機関等に警察から連絡を行うなど、確実な引継ぎがなされるように配慮するものとする。

被害者連絡経過表

年 月 末日 廃棄

警察署 (隊) 年 No

事 件 名	
発 生 年 月 日	
被害申告の受理年月日	
被 害 の 程 度	
被 害 者 の 人 定	
連 絡 の 要 否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 (理由: )
被害者連絡のあて先	
被害者連絡担当者	課・隊・署 職名 氏名 階級
事件担当捜査員	
被害者の手引	配布年月日 年 月 日 配布者:
犯罪被害給付制度の教示	教示年月日 年 月 日 教示者: <small>※ 被害者の手引又はその他の資料により、制度概要を教示した場合に記入する。</small>
地域警察官による訪問・連絡活動の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
被害者居住地管轄警察署	
被害者対策担当への連絡	<input type="checkbox"/> 認知 連絡者: <input type="checkbox"/> 支給申請の要望 連絡者:
地域課への写しの送付	



## 次の時期に連絡を行うこと

- 1 事件認知時等の捜査の初期段階
- 2 被疑者検挙に至っていないとき。
  - (1) 身体犯
    - ア 被害者死亡事件の場合は、発生又は認知（以下「発生等」という。）からおおむね2箇月、6箇月及び1年を経過した時点。以後は、原則として、少なくとも1年に1度。
    - イ その他の身体犯の場合、発生等からおおむね2箇月を経過した時点（以後は、被害者連絡の対象者（以下「連絡対象者」という。）の意向、事案の内容等を総合的に勘案して連絡すること。）
  - (2) 重大な交通事故事件
    - ア 死亡ひき逃げ事件の場合は、発生等からおおむね2週間、2箇月、6箇月及び1年を経過した時点。以後は、原則として、少なくとも1年に1度
    - イ ひき逃げ事件の場合は、発生等からおおむね2週間を経過した時点（以後は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して連絡すること。）
    - ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する場合は、発生等からおおむね1箇月を経過した時点（以後は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して連絡すること。）
- 3 被疑者を逮捕又は送致（触法少年事件における児童相談所への送致又は通告を含む。）したとき。
- 4 被疑者を釈放したとき（送致後に勾留されなかった場合を含む。）。
- 5 被疑者の処分結果が判明したとき。
- 6 被害者等から裁判及び審判の結果について問い合わせがあったとき。

月日	担当者 / 連絡先	連絡内容	備考	確認印

月日	担当者 / 連絡先	連絡内容	備考	確認印

様式第 2

年 月 末日 廃棄

被害者訪問・連絡カード

作成警察署
被害認知警察署
経過表番号 年 課No.

被害者	ふりがな 氏 名	罪 種 名		
回数	実施年月日 実 施 者	訪 問・連 絡 結 果	処 理 結 果	
第 回	年 月 日 係 階級 氏名			
署 長				
第 回				
署 長				
第 回				
署 長				

- 注： 1 本カードは、事件担当課から送付を受けた被害者連絡経過表の写しを添付し、保管すること。
- 2 本カードの写しを事件担当課に送付し、事件担当課の被害者連絡担当者は被害者連絡経過表にその写しを添付し保管すること。